

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <https://zensuiren.org/>
お問い合わせ info@zensuiren.org
編集・発行 椿本和幸



流域治水ロゴマークが決まりました

● 目次

立野ダム完成式典を開催【新たな名称「阿蘇立野ダム」】	2
令和5年度水防功労者国土交通大臣表彰	3
流域治水のロゴマークが決定しました 国土交通省報道発表資料より	5

立野ダム完成式典を開催【新たな名称「阿蘇立野ダム」】

国土交通省水管理・国土保全局治水課

令和6年2月17日（土）14時から立野ダムサイト（熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野）において、斉藤国土交通大臣出席のもと立野ダム完成式典を開催しました。

主 催：九州地方整備局、熊本県、白川改修・立野ダム建設促進協議会

出席者：斉藤国土交通大臣、蒲島熊本知事

地権者の皆様

白川流域7首長の皆様（熊本市長、阿蘇市長、菊陽町長、大津町長、高森町長、西原村長、南阿蘇村村長）

衆議院議員、参議院議員の皆様

県・市長村議の皆様、地元関係者並びに施工業者の皆様

立野ダムは、建設事業着手から41年の月日を経て、完成の日を迎えることができました。事業にご協力頂いた地権者の皆様はじめ、関係者の皆様に心より深く感謝を申し上げます。

白川の流域治水の要である立野ダムの完成により、これまでの河川整備と相まって、白川の治水安全度がさらに高まるものと確信し、治水と環境の調和を目指した立野ダムが、地域の防災力向上だけでなく、新たな観光資源として地域活性化に寄与するよう適切な管理に努めて参ります。



令和5年度水防功労者国土交通大臣表彰

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

令和5年度水防功労者国土交通大臣表彰式が、令和6年1月31日（水）に国土交通省にて開催され、水防活動に従事し、被害の軽減に貢献した6団体と永年功労者16名、水防技術の向上や伝承に尽力した1名の方々に対して、堂故国土交通副大臣から表彰状が授与されました。

我が国は、地形、気象等の自然条件が厳しく、毎年のように豪雨や台風による洪水等が全国各地で発生しています。昨年も、6月から9月にかけて発生した梅雨前線や台風等により、各地で大きな被害が発生しました。

近年、気候変動の影響により、災害が激甚化・頻発化しており、国民の生命・財産を守るためには、河川整備だけでなく、これと「車の両輪」となって被害を最小限にとどめる水防活動も、ますます重要になってきています。

今回受賞された方々は、地域の安全を守るため、日頃から訓練を積み重ね、災害時の厳しい現場の最前線で水防活動に従事し、平時においては、団員等の指導・育成、地域の防災意識向上のため、永年にわたり尽力されてこられました。

水防活動の原点は、自らの地域を守るための地域住民による自発的な活動です。この水防活動の理念を実践・継続されてきた受賞者の方々の功績は誠に顕著であり、全国の模範となるものです。あらためて、受賞者の皆様にお祝い申し上げます。

また、本表彰とは別に、水防という勤務の特殊性にかんがみ、その功労に報いることを目的として、水防団員として多年勤続され、退職された方々（本年度は全国で203名）に対して、国土交通大臣から退職水防団員等報償が行われています。

本年度の受賞者等の概要は次のとおりです。

1 水防功労者国土交通大臣表彰（敬称略）

（1）水防活動に従事した功績（6団体）

○令和5年台風第2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨

とよはしし
豊橋市消防団（愛知県）

とよかわし
豊川市消防団（愛知県）

かいなんし
海南市消防団（和歌山県）

○令和5年6月29日からの大雨

くろめし
久留米市消防団（福岡県）

○令和5年7月15日からの大雨

あきたし
秋田市消防団（秋田県）

ごじょうめまち
五城目町消防団（秋田県）

（2）永年功労者（個人：専任水防団員）（16名）

<small>よしだ</small> 吉田	<small>しんご</small> 眞吾	木曾川右岸地帯水防事務組合	円城寺水防団（岐阜県）
<small>たかい</small> 高井	<small>なおき</small> 尚樹	岐阜市網代水防団（岐阜県）	
<small>はない</small> 花井	<small>かつとし</small> 克俊	岐阜市京郷水防団（岐阜県）	
<small>ふせや</small> 伏屋	<small>たかお</small> 隆男	木曾川右岸地帯水防事務組合	無動寺水防団（岐阜県）
<small>いとう</small> 伊藤	<small>たかし</small> 崇	岐阜市藍川水防団（岐阜県）	
<small>おくた</small> 奥田	<small>きよやす</small> 清保	木曾川右岸地帯水防事務組合	笠松水防団（岐阜県）

やしま
 矢島
 ながた
 永田
 ほりこし
 堀越
 さとう
 佐藤
 いしがみ
 石上
 みずたに
 水谷
 どい
 土井
 うえの
 上野
 たかだ
 高田
 ほらだ
 原田

 よしかず
 義和
 みつあき
 光明
 たかまさ
 隆正
 すずむ
 進
 けんいち
 憲一
 たいら
 平
 けんじ
 健次
 ゆうぞう
 雄造
 あつし
 篤
 たもつ
 保

岐阜市日野水防団（岐阜県）
 岐阜市市橋水防団（岐阜県）
 静岡市水防団 本部（静岡県）
 静岡市水防団 本部（静岡県）
 静岡市水防団 藁科川分団（静岡県）
 淀川右岸水防事務組合水防団（大阪府）
 淀川左岸水防事務組合水防団（大阪府）
 淀川左岸水防事務組合水防団（大阪府）
 淀川右岸水防事務組合水防団（大阪府）
 淀川左岸水防事務組合水防団（大阪府）

2 退職水防団員等報償

府県名	人数
岐阜県	43名
静岡県	81名
京都府	3名
大阪府	76名
合計	203名

(3) 水防技術の向上や伝承に尽力（個人：1名）

すがわらのぶお
 菅原 信雄 防災エキスパート、水防専門家（秋田県）



記念撮影



表彰状の授与（堂故国土交通副大臣より）

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年3月18日
水管理・国土保全局河川計画課

りゅういきちすい
「流域治水」ロゴマークを決定しました

～ 流域のみんなが水害対策を取り組むきっかけに～

- 国土交通省では、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が懸念される中、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、様々な施策を総動員し水害対策を行う「流域治水」を進めています。
- このたび、一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的に、公募作品の中から、流域治水のシンボルとなるロゴマークを決定しました。
- 決定したロゴマークは、全国各地で流域治水を広く周知・PRするための広報活動に活用してまいります。

ロゴマーク



作者：田中 亜希 さん

デザインメッセージ：

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもありますが、災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。

中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

使用シーン

例：各取組主体が作成するパンフレット、ポスター、説明資料、プレスリリース、名刺、看板、展示物、ウェブサイト、SNS、広報物、各種案内 等



- ロゴマーク選定過程等の詳細については別紙をご確認ください。
- ロゴマークのダウンロードデータや使用規定等については、別途国土交通省WEBサイト上に掲示いたします。(URL：<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/logo.html>)

問い合わせ先：流域治水ロゴマーク事務局

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 栗原(内線 35382) 磯邊(内線 35393)

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8443

別紙

1. 流域治水ロゴマーク応募結果

- 公募期間：令和5年12月21日～令和6年1月22日
- 応募数：32作品（22名）

2. 流域治水ロゴマーク審査委員会 開催概要

- 開催日時：令和6年2月15日
- 開催場所：国土交通本省会議室
- 審査委員会は、ソーシャルデザイン、地域活性化、サステナブルファイナンス分野等の有識者3名で行いました。

	氏名	所属
委員長	上田 壮一	一般社団法人 Think the Earth 理事
委員	指出 一正	株式会社 sotokoto online 代表取締役
委員	吉高 まり	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー(サステナビリティ)

➤ 審査概要

優秀作品は、コンセプトの表現（テーマの理解度）、視認性（モノクロプリント時含む）、獨創性、好感度、レイアウト上のおさまりの5つの観点から、総合的に優れている作品として評価されました。

流域治水ロゴマーク 使用ガイドライン



令和6年3月18日
国土交通省 水管理・国土保全局

もくじ

1. はじめに
2. デザインコンセプト
3. デザインの種類について
4. アイソレーションについて
5. 禁止事項
6. さいごに
7. お問い合わせ

1. はじめに

本ガイドラインは、流域治水ロゴマークの使い方・禁止事項をまとめたものです。ロゴ使用の基本ルールをまとめた使用規定については、別資料「流域治水ロゴマーク 使用規程」を参照ください。

本ロゴマークは、全国各地で流域治水を広く周知・PRし、流域に関わる一人でも多くの方々に「流域治水」への理解・親しみをもっていただくことを目的としています。

2. デザインコンセプト



日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもあります。災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。

中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

3. デザインの種類について

色：

- ・ カラー
- ・ グレースケール
- ・ 箔押し、型押し、白抜き

文字：





- ・ ロゴの下
- ・ ロゴの横①
- ・ ロゴの横②

合計9パターンを用途に合わせてお使いください。

原則として、次頁以降に示すものをロゴマークの基本とし、形の変更や指定の色以外での使用は不可とします。

カラー



	R:0 G:118 B:176
	R:0 G:118 B:176 (透明 28%)
	C:85 M:50 Y:17 K:0
	C:85 M:50 Y:17 K:0(透明 28%)

カラー



グレースケール



グレースケール



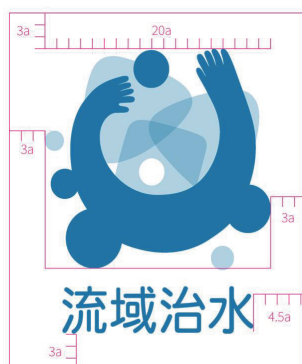
箔押し、型押し、白抜き



箔押し、型押し、白抜き



4. アイソレーション（ロゴ周りの余白）



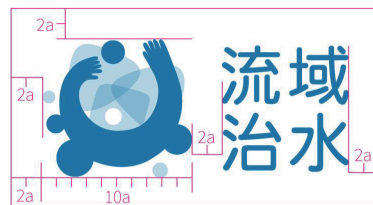
最小表示サイズ



流域治水

10mm

18mm



5. 禁止事項

- ・ カラーシステム以外の色に変更すること
- ・ 書体を変えること
- ・ 規定以外に文字組、バランスを変えること
- ・ フチを囲うこと
- ・ 他要素やマークを上重ねること
- ・ アイソレーションを守らず装飾すること
- ・ 柄の上に表示すること
- ・ ロゴ単体で表示すること
- ・ 表示例にないバランスで表示すること
- ・ 変形すること
- ・ シャドウをつけること

6. さいごに

水災害の「自分事化」を推進し、
流域治水を国民運動としていくべく、
その象徴となる流域治水ロゴマーク。
流域治水の取組の普及、推進を目的として、
説明資料、パンフレットやポスターなどの
紙媒体のみならず、ウェブサイトやSNSなどの
デジタル媒体においても活用ください。

7. お問い合わせ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

Email : hqt-ryuikichisuilogo@ki.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8443

受付時間 : 平日の9時30分から18時まで



流域治水ロゴマーク 使用規程

令和6年3月18日

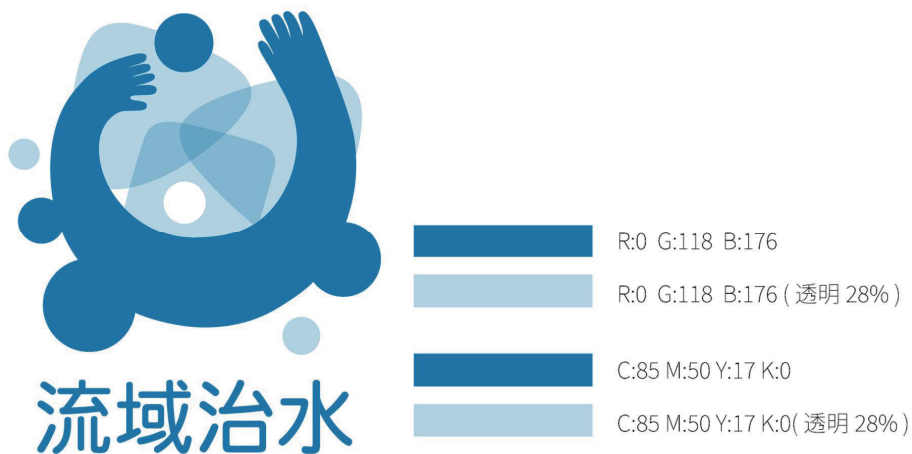
国土交通省 水管理・国土保全局

第1条 この規程は、国土交通省水管理・国土保全局（以下「当局」という。）が作成した流域治水ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、当局に帰属する。

第3条 ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

【カラー①】



【カラー②】



【カラー③】



【グレースケール①】



【グレースケール②】



【グレースケール③】



【箔押し、型押し、白抜き①】



【箔押し、型押し、白抜き②】



【箔押し、型押し、白抜き③】



第4条 ロゴマークは、事前許可を必要とせず使用を認めるものとする。

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 流域治水の取組に寄与する目的に利用すること（営利を主たる目的としないものに限る）。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 当局の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
- (7) 当局の事業又は当協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。

- (8) 流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
- (9) 第3条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
- (10) その他当局が使用について不相当と認めた使用をしないこと。

第6条 当局は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当局はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合。
- (2) 使用者が法令に違反した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当局が不適切と認めた場合。

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

第9条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとする。また、当局は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、当局が別に定める。

附則

この規程は、令和6年3月18日から施行する。